

健康保険・介護保険における 令和5年度の茨城支部被保険者への 影響について

＜健康保険・介護保険＞ 令和5年度の茨城支部被保険者への影響について

下記の保険料への影響額（毎月）については、被保険者の標準報酬月額平均である30万円で試算している。

○ 40歳以上65歳未満の被保険者（健康保険料+介護保険料）

	令和4年度	令和5年度	対今年度	保険料への影響額（毎月）
健康保険	9.77%	9.73%	▲0.04%	▲120円（労使折半前額）
介護保険	1.64%	1.82%	+ 0.18%	+ 540円（労使折半前額）
合計	11.41%	11.55%	+ 0.14%	+ 420円（労使折半前額）

○ 40歳未満65歳以上の被保険者（健康保険料）

	令和4年度	令和5年度	対今年度	保険料への影響額（毎月）
健康保険	9.77%	9.73%	▲0.04%	▲120円（労使折半前額）
介護保険	40歳未満	介護保険料なし		
	65歳以上	居住する自治体（市町村）ごとに算定する		